



(号外)
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省 令〕

- 電波法施行規則の一部を改正する省令(総務八六)
- 普通交付税に関する省令の一部を改正する省令(同八七)
- 地方財政法第三十三条の五の二第一項の額の算定方法を定める省令の一部を改正する省令(同八八)
- 令和五年度分の地方交付税の交付額の特例に関する省令(同八九)
- 独立行政法人住宅金融支援機構に関する省令の一部を改正する省令(財務・国土交通一)
- 商標法施行規則の一部を改正する省令(経済産業五四)
- 独立行政法人都市再生機構に関する省令の一部を改正する省令(国土交通九二)
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第一条に基づきこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める特殊の疾病の一部を改正する件(こども家庭庁・厚生労働五)

三 三 六 七 六 三 二

- 特性試験の試験方法を定める件の一部を改正する件(総務四〇九)
- 電子情報処理組織を使用して処理する場合における保管金取扱規程等の特例に関する省令第二条第一項及び第三項に基づき同条第一項に規定する財務大臣が指定する各省各庁の長が保管する現金及び同条第三項に規定する財務大臣が指定する歳入歳出外現金出納官吏を指定する件の一部を改正する件(財務二九二)
- 政府資金調達事務取扱規則第五条第十一項の規定に基づき発行した政府短期証券の発行条件等を告示(同二九三、二九五、二九七、二九八)
- 国債の発行等に関する省令第五条第十一項及び政府資金調達事務取扱規則第五条第十一項の規定に基づき発行した割引短期国債及び政府短期証券の発行条件等を告示(同二九四)
- 国債の発行等に関する省令第五条第十一項の規定に基づき発行した割引短期国債の発行条件等を告示(同二九六)
- 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第四十条第五項第三号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する要指導医薬品の一部を改正する件(厚生労働三二七)
- 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則第二百六条の二第一項の規定に基づき厚生労働大臣が指定する医薬品及び期間の一部を改正する件(同三二八)
- 公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第八条に規定する責任準備金相当額の算出方法の一部を改正する件(同三二九)

三 三 三 六 六 六 三

〔公 告〕

諸事項

- 裁判所
- 破産、免責、再生関係
- 地方公共団体
- 教育職員免許状失効関係
- 会社その他
- 会社決算公告

三 八 五

明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

(削る) (10) (12) (略)	(10) (13) (略)	ベポタスチン
二 (略)	二 (略)	

○厚生労働省告示第三百二十八号
医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則（昭和三十六年厚生省令第一号 第二百十六条の二第一項の規定に基づき、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則第二百十六条の二第一項の規定に基づき厚生労働大臣が指定する医薬品及び期間（平成二十六年厚生労働省告示第三百六十七号）の一部を次の表のように改正し、令和五年十二月十日から適用する。
令和五年十二月八日
厚生労働大臣 武見 敬三
(傍線部分は改正部分)

別表			別表		
一般名	適用日		一般名	適用日	
(略)	(略)		(略)	(略)	
精製ヒアルロン酸ナトリウム	(略)		精製ヒアルロン酸ナトリウム	(略)	
ベポタスチン	令和五年十二月十日		(新設)	(新設)	

○厚生労働省告示第三百二十九号
公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成二十六年政令第七十四号）第五条第三項の規定に基づき、公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第八条に規定する責任準備金相当額の算出方法（平成二十六年厚生労働省告示第九十五号）の一部を次の表のように改正し、令和五年七月三十一日以後に解散した公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号）附則第三条第十一号に規定する存続厚生年金基金（以下「存続厚生年金基金」という。）について適用する。ただし、同月三十日以前に存続厚生年金基金が解散した場合における同法附則第八条に規定する責任準備金相当額の算出については、なお従前の例による。
令和五年十二月八日
厚生労働大臣 武見 敬三
(傍線部分は改正部分)

別表第一		別表第一	
改正後	改正前	改正後	改正前
(略)	(略)	(略)	(略)
令和五年度（同年度の七月から九月までの期間に限る。）	年マイナス一・二三パーセント	(新設)	(新設)